## 定期監査の結果に基づく措置

## (令和元年10月1日 実施)

<u>観光課</u>

( ~11	176-	
調査	事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項		行政財産の目的外使用について使用許可しているものの内,使用料の額の算定方
		法に誤りがあり,過少の使用料を徴しているものが複数見受けられたので,倉敷市
		行政財産使用料徴収条例に従い適正な事務処理をされたい。
措	置	定期監査での指摘を受け,平成31年度に使用許可をした全ての案件について再
		計算を行い,算定方法に誤りがあった案件については,追徴の事務処理を行ってお
		ります。
		また,平成26年度から平成30年度についても,同様の事務処理を行っており
		ます。
		なお , 定期監査の指摘内容について課内職員を指導しました。今後は , 倉敷市行
		政財産使用料徴収条例等関係規程に従い,適正な事務処理を行ってまいります。
1		